

2022年11月17日

都留文科大学 教授 日向 良和

はじめに

初めまして、都留文科大学で図書館司書課程を担当しています日向と申します。よろしくお願ひします。簡単に私のバックボーンをご説明しますと、私自身は1996年に図書館情報大学を出まして、都留市役所に入りました。だから私は都留市役所の正規職員で、司書として配置されて、都留文科大学は市立の大学ですから、大学の図書館に配属されたということが図書館界に入るきっかけということになります。その後、社会人大学院に2年ほど行った後に、2010年から司書課程の教員になりました。本学ですと年間100名程度の方が司書の資格を取るという現状になります。ここ最近、人数が少なくなってきていますが、毎年100名程度の学生が司書資格を取っているという形になります。司書資格を取る学生が大体9割です。教室に100人ぐらいいると、女性が90名以上で、男性は本当に4、5名という形での資格の取り方です。実際に職場はどうかと言うと、私が都留文科大学に勤めた時には、正規職員が6名で、それ以外にアルバイトが10名程度いましたが、私だけが男性でした。他は全員女性です。もちろん上司の方も女性ということで、元々図書館という所がかなり女性職場ということで認識されています。現状でも多くの職場で図書館司書の方は、女性の割合が多い職場になります。

そういう形で働いている中で、今回インターネットでアサさんという方がキャンペーンを起こして署名活動をしました。会計年度任用職員ですから非常に待遇がよろしくないということです。それに対して声を上げて多数の署名が集まりました。今回きっかけとなった図書館司書の現状と、それと会計年度任用職員は市役所の中にもいっぱいいますが、その全体の話だと思ってください。図書館司書が何か特別というわけではなくて、会計年度任用職員やそれ以外のパート、例えば指定管理の会社のパートとかアルバイトで働く人も同じ構造で課題がありますので、そちらの方を今日お話できたらと思います。

非正規図書館員という言い方自体も、近年、私はあまりしないようにはしています。イリーガルで働いているわけではなくて、待遇の格差があるということですが、今日は分かりやすく「非正規図書館員の待遇改善問題」ということでお話をさせていただきます。

本日の内容

今日の内容はまずアサさんの change.org での署名活動についてです。これは報告を兼ねて、先日11月7日に衆議院議員会館において、署名については総務省と文部科学省に提出をしてきました。私もそこに立ち会わせていただきました。その上で総務省には自治体に対して、本来会計年度任用職員の制度ができた時の趣旨に合わない運用が行われている、自治体の財政が厳しいのは分かるけれど、やはり継続的に指導をしていただきたいという事を話しました。また文部科学省の方には、今回報告をするにあたって実態がよくわからないということをお話しました。例えば資格を取って働いている人達というのは、会計年度任用職員の他に指定管理のアルバイトになっている方とか、それぞれの地域ごとの収入とか、そういうことが全くわかりません。また男女比もかなり違いますが、これは本当に全

くわからない状態、感覚で私も養成側は 9 割ぐらいが女性だということは分かりますが、実際働いている方々の中で男女比がどうかということもわかりません。学校司書は全体の数は数えられてはいるけれど、その中の何人が正規職員で何人が会計年度任用職員かということは全くわかりません。文部科学省については実態をもっと詳しく調査をしてくれという願いをしながら、国会議員の学校図書館の議連の議員を立会いとして署名を渡させていただきました。それについて簡単にご紹介をしたいと思います。

次に公立図書館職員の非正規化の経緯ということで、この 40 年間で公立図書館職員の非正規化ということが進みましたので、そちらの経緯を簡単にお話をします。さらに公立図書館の現状と働く人たち、そして会計年度任用職員制度について、課題の整理、最後に将来の展望として「司書養成側、図書館現場、労働運動との連携」が絶対に必要ではないかということを提言して、今日の報告の内容にしたいと思います。よろしくお祈りします。

1. アサさんの change.org での署名活動

まず署名活動についてですが、Twitter でダイレクトメールがあって、8月2日に長文のダイレクトメールで最初はちょっとびっくりしました。「最低賃金が平均で 31 円上がり 961 円になるそうです。現在の時給のままだと私は最低賃金未満。もう無理。私は非正規図書館員（会計年度）です。」「(図書館員は) 非正規が 7 割なので、皆さんが会う司書も最低賃金近くではたらいっているかも？」本当に叫びと言うしかない Twitter の内容でした。8 月に日本全国は最低賃金が決まりますが、961 円は全国平均で、アサさんが働いている静岡県だと 944 円です。この金額でも全く暮らせないし、これは最低賃金が増える前の話ですから、今のところ最低賃金未満なので全く暮らしていけないということです。アサさん自身はご実家にいらっしゃるということなので、全く暮らせないというわけではないですが、非常に厳しいということです。図書館員は非正規が 7 割と言っています。後で数字を示しますが、正規職員の司書、公立図書館で働く方というのは、地方教育行政法で教育委員会の採用職員になりますが、そういう公務員の司書以外の方が 7 割ということになります。最低賃金の理解には誤解も多かったですが、低賃金が理由で働き続けることができないという相談は、実はアサさんだけではなくて、自分の教え子で毎年 1 人か 2 人ぐらい、やはりお金が理由で働き続けられないから別の仕事に就きたいとか、そういう相談を受けています。

図 1 がアサさんの開いた署名のサイトになります。先日 11 月 7 日に締め切りまして、全部で 70,634 名の方が署名を寄せて頂きました。日本で働く公立の図書館の職員は大体 3 万人ぐらいです。学校図書館で働く方々も大体 1 万人ぐらいですから、それ以上の方々がたくさん署名して頂いたという形で、この中には自分たちが当事者として働いている方々もそうですし、正規職員として働く方々、そして図書館に対して非常に思い入れがある、自分たちで通っている図書館、例えば私の背景は飯能市立図書館（図 2）ですが、こういう素敵な図書館を運営している方々が、実は 1 ヶ月 10 万円に満たない金額で生活しているという事に対して、それはおかしいじゃないかという声を集めて頂いたということが、今回話題にもなったところになります。11 月 7 日に文部科学省と総務省に署名簿を提出させていただきました。

アサさん自体の要求は、「1. 雇用年限の撤廃」をして欲しい、これは自治体の方は実際には雇止めではないと言っていますが、毎年の更新、そして3年毎の採用試験、そこで採用試験に落ちればもちろん職を失いますし、例えばこの採用試験の時に経験というものが全く図られないです。今まで勤めていた方々も、新しく募集に来た方も、全く同じ問題を解いて、いわゆるペーパーテストになります。それが図書館職員の職の業態を、職能を測るのにふさわしいかというのと全くふさわしくないというのが私の感想です。だから働き続けたいと思っているけれど、数年ごとに実態は違いますが、雇い止めに近いような形があるという事になります。

「2. 最低賃金を2000円に」、手取りがやはり20万円程度ないと、今の日本ではどこにいても暮らしていけないということです。私はずっと山梨県に49年間住んでいたのですが、自動車がないと生きていけない場所です。その維持費だけで、東京でアパート借りて暮らす家賃とほぼ同じ金額が必要になります。1人で働いてアパート借りて、ちょっと服を買うとか、女性ですからお化粧品とかを買うことができるためには、最低20万円ぐらい手元がないとできないだろうということで、これも本当に妥当な要求だと考えています。

「3. 退職金の支給」ということで、これは自治体ごとに退職金を出す自治体もあります。だいたい1ヶ月分くらいで、通常の正規職員よりは非常に少ないですが、退職金が出る場合もありますが、アサさんの方では退職金が出ないということで要求をしていました。どちらかと言うと時給が全く上がりません。会計年度任用職員の時給というのは、経験によって職能が上がったとしても、あくまでも1年ごとに雇っているわけだから、経験を積むということはありませんというロジックで、基本的に時給が上がらない制度になっており、そちらの方が問題なのかなと思っています。

「4. 図書館員の研修充実と司書資格取得の全額補助」ということで、今学校の図書館で働く場合、何の資格もいらないです。司書資格がなくても学校図書館では働くことができます。市町村とか都道府県の図書館で正規職員として働く場合には司書資格が必要ですが、そうでなければなくても大丈夫です。だけど、ほとんどの方が図書館司書としてちゃんと働きたいということで資格取得を目指すわけですが、大学でとらないと大体20万円程度のお金がかかってしまいます。今、通信とか講習会で司書資格を出している大学は、全国で三つか四つぐらいしかありません。静岡県だとたぶん講習会は神奈川とか東京に行かないとなかったりするんで、非常にお金がかかるのでそういうところを補助してほしいということです。

この四つの提案、これは本当にアサさんが自分の経験とか職場の状況から、これは最低限必要だろうと、別に贅沢な話ではなくて、図書館という場所で働き続ける、図書館という場所が素晴らしい場所になるためには、最低限これは必要なことだろうということで署名を呼びかけたところ、7万名の方の署名が集まったということで、私の方でも注目したポイントになっています。

次に私のアドバイスですが、アサさんは最初は、法律上この会計年度任用職員に自分の働き方が違反しているのではないかと、総務省とかの指導に違反しているのではないかと話でしたが、まず当事者の声をあげることが必要だと、各自治体ごとで基本的に会計年度任用職員の待遇は決まっていますから、実際にどんどん声を上げていく、そして全国

的に声が上がって、例えば Twitter の中で出てきた「教師のバトン」ということがあって、それが先生方の働き方改革に繋がっていったわけですが、そういう声をあげる事が重要だろうという事をお話ししました。ちょっとお聞きしたところ、アサさんの待遇自体は法律的に全く違反だということは、私の方では確認できませんでした。ただ会計年度任用職員という制度は、ワーキングプアを公共セクションが作っていたことの反省として、全国的にアルバイトとかパートの待遇を改善しましょうという制度として始まったけれど、実際の運用のところは全然変わらないし、悪くなっているところもあります。今までは何年も試験なしで働いていたものが、何年かに一回採用試験みたいなものを受けないと働き続けられないなんていうことになっています。

オンラインの署名を集めるけれど、女性が多いという職場なので、逆に毎日働けない方、給料は少なくてもいいからパートタイムで働きたいという方もいます。そういう方にしてみれば、時給が上がるのはありがたいけれど、そんなにフルタイムでたくさんの給料が欲しいわけではないという方もいらっしゃるの、いろいろな意見があります。最終的なアドバイスとして、私としては「はむネット」という公務労働の非正規で働く女性を支援している団体がありますので、こういうところと相談して連携したらどうかというアドバイスをさせていただきました。図3が公務労働の中で非正規労働をしている女性の全国ネットワーク「はむネット」というホームページになります。こちらは自治体の保育士とか図書館司書、その二つが加盟者としては非常に多い団体になっています。看護師もいますが、看護師はがっちり自分達の団体がありますので、それ以外の公務労働の中で比較的待遇がよろしくないと言われている職種の方々が集まって、自分たちの待遇を改善していこうという団体です。こちらに連絡をしたらみたらどうかというアドバイスをして、アサさんの方でご自分で連絡をして、今回の署名の提出などについても、こちらの支援を受けていました。

こんなところが署名の概要で、7万名の賛同が集まって、先日、総務省と文部科学省に署名を提出して、総務省には自治体に対して指導してくれと、実態を調査してくれ、制度と実態がかけ離れているのではないかと話をしました。文部科学省には学校図書館とか公共図書館がちゃんと動くような人が配置されているかということ測れるような調査をしてくれとお願いをして、今回はこの署名を提出したということになります。

2.公立図書館員の非正規化の経緯

公立図書館非正規化の簡単な経緯ということで、まず公立図書館は図書館法第2条の2項に、地方公共団体の設置する図書館のことを公立図書館と言っています。似たような言葉で公共図書館という言葉があります。公共図書館と公立図書館はほぼ一緒ですが、図書館法の中では、この公立図書館といった場合には市町村や都道府県が設置する図書館、条例で設置する図書館が公立図書館です。一般的に公共図書館はほぼ公立図書館と言っていますが、今日この話でなぜ公共図書館と公立図書館の言葉にこだわるかというと、次の地教行法と呼ばれる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、自治体が設置する公立図書館は教育委員会が所管する教育施設で、この職員は教育委員会が任命を行うということで、基本的には教育委員会の職員として公立図書館で働くということが本来の制

度になるわけです。教育委員会が雇って、基本的には公務員で、教育委員会の職員が入るという形になっています。会計年度任用職員になる前のアルバイトとかも、市長部局ではなくて教育委員会が任命を行って配置をしていたというところがあります。この中で80年代までは一部、窓口の夜間とか、そういうところで委託はありましたが、図書館員のアルバイトとかは、例えば図書館の中で本棚に戻すだけとか、例えば夕方の忙しい時期にカウンターに立ってもらうとか、本当に限定的で基本的には80年代までは、公務員で採用された司書が配置されていました。ここから90年代行政改革の中で、公務員の定員管理の厳格化、行政需要が多様化、あと図書館数が実は1990年以降に増加しました。背景は色々あると思いますが、バブル崩壊以降の公共工事の中で、90年代の後半に図書館を作る自治体が増えました。それで図書館数は増えたけれど公務員の定員は変わりませんでしたから、その代わりにアルバイトや業務委託という形での職員が増加したということが一般的な経緯になっています。

3.公立図書館の現状と働く人たち

表1は日本図書館協会が出している公共図書館の経年変化ということで、1991年から2021年までをまとめたものになります。この表で見えていただきたいのは、一番左の図書館数です。その二つ右に専任職員数、この専任職員は公務員として採用されている司書の数と思ってください。厳密に言うと指定管理の会社で働いている正職員の司書も入っているので、全部公務員ではないですが、指定管理の前はほぼこの数で専任職員といえば公務員の司書の数だと思ってください。

1991年に日本には、2,000ぐらいの図書館数がありました。そこで働く職員は約14,000人弱ということになっていました。実はこの10年後、2001年に700ぐらい図書館が増えましたが、この当時は公務員の司書を雇うということがありましたので、15,000人まで司書が増えています。ここから図書館数は順調に増えていきますが、1991年から20年後の2011年では、約5,000人くらい司書の数が減っているわけです。ピーク時15,000人いたのが、11,000人になっています。昨年と一昨年はもうすでに1万人を切っていますが、図書館数は3,300ということで、約30年間に図書館数はだいたい1,300ぐらい増えていますが、図書館で働く専任職員の数は逆に1万人を切り込んで少なくなっているということです。この時点でまずいということは、すぐ分かると思います。

次に職員の割合です。表2は2021年の細かな集計表になります。数字の列が三つありますが、一番左が都道府県立、真ん中が市区立、次が町村立になります。専任職員という公務員の数は9,459人になります。これが公務員として働いている正規職員の司書の数になります。非常勤職員、臨時職員、委託・派遣とありますが、基本的に図書館界で非正規司書と言ったら、この三つの方々を指すことが多いです。厳密にいうと、例えば臨時職員というのは夜間に2時間だけ働くという方々だったり、非常勤職員というのは昔の嘱託職員と呼ばれるパートタイムで働く職員、委託・派遣の職員という形で、会計年度任用職員はこの非常勤職員の中に入っています。数を見ていただくと分かりますが、自治体の図書館で働いている非常勤職員の方が13,000人、委託・派遣という形で会社から派遣されてきている方が14,000人、アルバイトとして働いている方が4,000人で、これを全部足すとだいた

い3万人程度ということになります。最初にお話しした専任職員が9,459人ですから、これが図書館で働いている方々の7割が非正規職員だと言っている数値的な根拠になります。

ちなみに正規職員の中でも半分ぐらいしか司書資格を持っていません。図書館には司書以外に事務処理をする職員もいらっしゃるわけです。実際にサービスをする司書というのは、実は正規職員の中でも半分ぐらいしかいらっしゃいませんから、図書館で働く人の4人に1人が正規職員ですので、その正規職員の中の2人に1人しか司書資格を持っていないというのが現状です。こういう状況が続いているというところが、今回の署名運動の背景にあることをご理解いただければと思います。表3は先ほどの数字をわかりやすくあげたものになります。こんな感じで図書館数は増えているけれど、正規職員がどんどん減っている、専任職員と非正規職員の比率というのは人数比で1対3に現在なっているところを見ていただきました。

4.会計年度任用職員について

私の理解ですが会計年度任用職員が出てきた背景は、公共職場でのアルバイトとかバイトが官製ワーキングプアだと社会問題になったことがきっかけだと思っています。それより前から背景はあったのかもしれませんが、官製ワーキングプアとして自治体で働いているアルバイトとかが、自治体というのはワーキングプアを問題視しているわりに、自分たちでワーキングプアを使いつぶしているだろうという批判があって、それに対して総務省とかが、例えばちゃんとボーナスを出しなさいとか、社会保険に加入させなさいとか、あとはちゃんとした休暇とかを制度として作りなさいということで、会計年度任用職員制度を作ったと私は理解しています。実際に総務省のホームページを見ると、各自治体に対して会計年度任用職員は本来アルバイトとかパートとかの待遇を良くするものなのに、実態としては例えば退職金が支払われないとか、ボーナスを出すために毎月の労働時間を減らして、つまり時給ですから労働時間を減らすとその分お金が浮くわけです、それを12月とかでまとめて払うので年収としては変わらないとか、そういう制度の趣旨から外れた運用がされているので注意されたしという通知が各自治体には何度も出ていますが全然良くないということになります。

令和2年度の調査の中で、全体で会計年度任用職員数は694,000人、令和2年度はコロナが始まった時期でもあるので、もしかしたら臨時的に雇われた方がいらっしゃるかもしれませんが、平成28年から5万人増加しているということになります。この会計年度任用職員の中の9割がパートタイムで、さらに8割の方が女性ということで、図書館でのパートとかアルバイトもここに入ってくると考えています。ただパートタイムだけれど働き方としてはほぼフルタイムの勤務ということで、週23時間以上ということで、1日7時間30分で月曜日から金曜日まで働くのが一般的な働き方だと聞いております。給与水準ですが事務補助職員で時給換算で現在990円が国内の平均値だということになります。これは総務省の方で会計年度任用職員の給与水準について、自治体の職員の初任給、高卒なり大卒の初任給をベースに時給を決めなさいという制度の趣旨がありますので、この990円がその通りだと思います。しかし自治体の職員はボーナスもありますし有給休暇もありまして、例えば住居手当とか通勤手当も出るわけです。そういう方々と時給が同じだから同じ待遇

というわけにはいかないです。年収でいえば全く低いものになりますし、手当や休暇というところでは正規職員と全く違うわけですから、時給計算の時だけ初任の公務員と合わせてあるから大丈夫ですよというのは、私としては非常におかしな話だと考えています。

あと総務省から自治体がこういうことをしているのでやめなさいという指摘になっていますが、退職手当や社会保険の負担を嫌って、例えば学校司書でよくありますが夏休みに解雇されるわけです。小学校だと約1ヶ月くらい夏休み期間ありますから、その期間解雇されて、そこで連続して半年以上働いていませんよとか、5ヶ月以上働いていませんとかで社会保険に入らせないということがあります。あとは勤務時間も7時間30分にすると費用が減るとか、時給を新入職員と同等だと言っているけれど、まず時給と月給という支給制度の違いがあるわけです。具合悪くて休めばその分は給料が減ってしまいで月給とは全然違うし、期末手当の額や月給の手取りの年収で比較すれば、結局生活できない給与水準になっているというのが正直なところだと思っています。

ここから考えられるのは、できれば月給にしてほしい、きちんとフルタイムで毎日働くのであれば月給制にさせていただきたいですし、期末手当とかも新任の職員と合わせてほしい、だったら公務員として雇って欲しいという話になりますが、そこが定員抑制とかでできない、働く側も公務員として働くほどではないと言うのなら、少なくとも給料とか支払いの形を正規職員に合わせていただきたいということになります。

仕事が違うだろうという話もよく聞きますが、ほとんど変わりません。図書館職員に対しては、例えば会計年度任用職員がやるのはまず窓口業務です。図書館の窓口で接客をする、貸出返却をする、あと読書相談と言って何か子供がこういう本が読みたいと言ったところに対して本棚から本を持ってきて紹介をする、また資格を持っている方はディファレンスサービスなどをほぼ正規職員と同じ仕事をします。先ほど見て頂いた通り、専任の図書館員の中でも資格を持っている方は半分しかいませんから、この残り半分の方というのは図書館の専門的な業務は資格がないからできないわけです。会計年度任用職員は実は資格を持っている方が多くて、自分たちは図書館の業務、図書館の専門的業務をやっているのになぜ時給なのか、あちらは月給なのか、私はボーナスがない、あちらはある、そろそろ冬のボーナスの時期でおかしいよねっていうところは、今回署名が7万筆集まった背景として、そういう格差に対しての疑問がすごく溜まっているのではないかと考えています。

5.課題の整理

会計年度任用職員や委託職員、委託職員というのは会社に雇われて図書館の一部業務を委託する方々ですが大体最低賃金クラスの給与水準になっています。もし興味のある方はネット検索で「図書館アルバイト」で「地域名」を入れると、実は図書館のアルバイトの募集は結構あります。テンプスタッフとかでやっていますが、大体地域の最低賃金に10円か20円多いぐらいの賃金しか出ていません。そういう方々では多くの地域で、家を借りて一人暮らしをする、つまり個人としてきちんと自分の生活を成り立たせる事ができない水準だと私は考えています。先ほどのアサさんは手取り98,000円で静岡の方です。静岡県のどこにいるかは分かりませんが、自分でアパートを借りて、そこから生活のためのお金を払って暮らしていけるかってことをぜひ考えていただきたいです。10万円以下

で 1 ヶ月暮らしてくださいと言われたら、無理でしょうという話になってしまいます。生きてはいけません。だったら仕事しないで生活保護の方がいいじゃないかと考えるほどの給与水準になっています。

図書館職員の会計年度任用職員の給与カテゴリーは事務補助職員です。専門職として評価されていません。これは公務員の司書も同様で、私は公務員の司書、都留市役所の司書職として採用されましたが、基本的には給与水準は他の人と同じではないです。都留市では司書は短大で取れる資格なので、私は 4 大を出ましたが短大卒の、つまり一級下です。私は入所した時の待遇は一級下、つまり短大卒という扱いになって、それは短大で司書資格を取って入った人と待遇を合わせる為ということで、そういう扱いになっています。こういう専門性が全く図書館員として評価されていません。なぜこうなったのかということですが、ここからは私の考察になりますが、先ほど女性の職場だと話をしました。都留市の都留文科大学の図書館でも私だけが男性で、ほぼ全員女性でした。また地方の公務員は昔は地元の人になっていました。外から来て働く方はいなかったのも、持家率の高い地域だと家があったりして、主たる家計の担い手ではなかったのではないかと、自治体の非正規職員として働く方々が女性が多くて、いわゆる主婦の方で、夫がいて別に自分が働かなくても家計としてはよかったけれど、ちょっと家計の足しにしたいという形で働きたかった、そういう働き方が昭和の時代に長く続いてきました。今の自治体の非正規職員や会計年度任用職員の待遇を考える時に、この社会的な構造がまだ変わっていないと、こういう制度や待遇になっている原因ではないかと考えています。

図書館司書というのはめったに募集がないので、もう今は地元の人が図書館で働くという前提は完全に崩れています。都留市は 15 年に 1 回ぐらい司書の採用になっています。誰かが辞めない限り採用がないです。私が 1996 年に司書として採用された後、次の採用が 2010 年で、私が教員になって司書を止めたので新しい人を採ったという形です。だから普通の県ですと県立図書館はだいたい毎年 1 人正規職員の採用があります。市町村では県全体で年に 1 人出るかどうかです。自分の住んでいる市の図書館で働こうと思ったら、10 年から 15 年に 1 回のチャンスで試験に合格するしかないということで、司書を志望するほとんどの方は、全国の採用試験があるところを受けます。先ほどの前提として実家があるとか、その地域の人で図書館司書になるという事は今は本当に稀です。つまり遠くで生まれた人が司書の採用試験を全国的に受けて、受かったところに就職するか、もしくはパートとかアルバイトの場合も、全く関係ない地域から図書館で働きたいということで来て、そこでアパートを借りて働く方が最近が増えてきています。そうすると必然的に 1 人暮らしになって住居費の負担があるけれど、会計年度任用職員にはほとんどの場合住居手当は無かったりします。都留市の会計年度任用職員には住居手当はないです。そもそもアパートを借りて働くことを想定していないと毎回説明されます。その想定がおかしいでしょうと言っても、昔からそうだからみたいな説明です。やはり女性が働いてきたという意識によるジェンダーバイアスがあるんじゃないか、保育士とか図書館司書、この二つは今自治体の中で非常にジェンダーバイアスの中で働いているのではないかなということを考えています。

6. 将来の展望「司書養成側、図書館現場、労働運動との連携」

最後に将来の展望です。今回総務省に行ったんですが、法令に違反しているわけではない、総務省が毎回言いますが、あくまでも地方自治だから総務省が待遇の水準を作って、こうしろという指導はできないと必ず言います。各自治体の方に言ってくださいということになっています。

コロナでの対応や独自の経済対策など、自治体財政はもちろん逼迫しています。

ジェンダーバイアスなど地域住民の意識の変化、山梨県都留市で人口 3 万人を切っていますが、もともと女性が働くという意識がないです。だいぶ共働きで働いている方はいらっしゃるのですが、やはり女性の方が収入が少ないことは地域の中で当たり前なわけです。だから公務員の会計年度任用職員が女性が多いけれど、待遇をあげようとする、「いやそれはおかしいでしょ」という声が出ます。「だって女性は旦那さんがいるんだから待遇あげなくてもいいだろう。待遇あげたら税金その分使うんでしょ。」そういう話になってしまうので、意識の変化にも時間はかかると思います。ただかなり今は変わってきてはいます。けどまだまだもう少し時間がかかるのではないかなということなんです。

そのためにはやはり各自治体で待遇改善を要求していく、全国の各自治体で「月給にしてくれ」、「ちゃんとボーナスを本来の割合で出してくれ」、「年収ベースで新入職員と合わせてくれ」、「各種手当を正規職員に合わせてくれ」、「同じ働き方をしているんだから手当とかも全部同じにするべきだろう」ということです。「単に時給の金額だけ合わせただけでは全然一緒じゃないよ」ということを、各自治体の方に声を上げていくことが必要だと思います。

ここで各自治体にある市の職員組合とかと連携して行きますけれど、実は都留文科大学の教職員組合もパート・アルバイトは加入できないです。あくまでも専任職員・専任教員だけという制度で、なんとか変えようとしたけれど、なかなかご賛同いただけなくて、未だにそういうところは変わってはいないです。しかし一般労働組合とかもありますので、そういうところが支援に入るとか、今回アサさんの状況を見て、若い方が声をあげたとしても、どうしても疲弊してしまうわけです。そこでやはり私は教員として、今回はなんとか支援したいということで、出来る限りのことをしていきたいと思います。これは何年もかかる運動だと思っていますので、今ある組織、特に労働組合の協力が絶対必要ではないかなと思っています。

あと制度的な課題ですが、ストができないです。都留文科大学は公立大学法人になって、交渉ができると、協定が結べると、やろうと思えばストライキもできると、みなし公務員ではない独立行政法人になったので、センター試験の時にストされたらどうしようとか、入試の責任者の時にドキドキしていましたけれど、やはりストができることはすごく大きいです。しかし会計年度任用職員はあくまでも公務員の制度の中にあるので、労働三権というのが難しいです。この労働三権の制限が、すごく問題になっていましたので、こういうところの制限を変えていくことも必要ではないかと思っています。私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

私は最低賃金+40円・手取り9万8千円で働く非正規図書館員です。^い
図書館の今を知り、未来のために署名をいただけませんか？



滝本 アサさんがこのキャンペーンを開始

【2022/11/8更新】11月7日、文部科学省と総務省に署名簿を提出しました。図書

このキャンペーンは終了
しました

70,634人の賛同者が集まりました



私は最低賃金+40円・手取り9万8千円で
働く非正規図書館員です。図書館の今...

Facebookでシェア

友達にEメールを送信

Twitterでシェア

リンクをコピー

図1 アサさんの開いた署名のサイト



図2 講演の背景になった飯能市立図書館



図3 「はむネット」HP

表1 公共図書館経年変化

公共図書館経年変化 (1991・92, 2001・02, 06・07, 11—21)												
年	図書館数	自動車 図書館 台数	専任職員数 ()内は兼任	蔵書冊数 (千冊)	年 度	年間受入 図書冊数 (千冊)	個人貸出		団体貸出		資料費(万円)	
							登録者数 (千人)	貸出数 (千点)	団体数	貸出数 (千点)	前年度 決算 ^{注5}	今年度 予算
1991	1,984	653	13,762(1,017)	174,977	90	15,959	17,593	274,539	33,160	10,850	267 7349	271 5337
1992	2,038	651	14,317(1,050)	185,232	91	16,111	18,708	292,244	41,828	10,509	285 7115	291 4363
2001	2,681	664	15,347(1,258)	299,133	00	20,633	39,670	532,703	89,678	11,737	351 9525	342 3836
2002	2,711	661	15,284(1,260)	310,165	01	19,617	41,445	546,287	100,913	11,682	353 9420	336 9791
2006	3,082	578	14,070(1,408)	356,710	05	18,970	48,549	618,264	154,511	16,101	328 4725	304 7030
2007	3,111	573	13,573(1,335)	356,713	06	18,104	48,089	640,860	178,225	16,892	317 0018	299 6510
2011	3,210	557	11,759(1,311)	400,119	10	17,949	53,444	716,181	196,432	20,269	294 1037	278 6075
2012	3,234	552	11,652(1,278)	410,224	11	18,956	54,126	714,971	183,712	20,635	289 4189	279 8192
2013	3,248	552	11,172(1,221)	417,547	12	17,577	54,792	711,494	179,818	22,285	285 8814	279 3171
2014	3,246	548	10,933(1,203)	423,828	13	17,282	55,290	695,277	176,931	23,010	285 4618	285 1733
2015	3,261	545	10,539(1,304)	430,993	14	16,308	55,726	690,480	202,775	23,553	280 6947	281 2894
2016	3,280	546	10,443(1,161)	436,961	15	16,467	57,509	703,517	212,262	24,303	284 4268	279 2309
2017	3,292	541	10,251(1,088)	442,822	16	16,361	57,323	691,471	217,722	24,664	283 2052	279 6404
2018	3,296	538	10,046(1,140)	449,183	17	16,047	57,401	685,166	225,202	25,298	284 6257	281 1748
2019	3,306	540	9,858(1,101)	453,410	18	15,543	57,960	684,215	214,356	25,923	284 1813	279 0907
2020	3,310	542	9,627(1,097)	457,245	19	15,054	58,041	653,449	214,632	25,495	280 4655	279 6856
2021	3,316	540	9,459(1,100)	459,550	20	14,893	56,807	545,343	190,709	21,817	279 1430	271 4236

- 注1 私立図書館を含む公共図書館の経年変化。
 2 専任職員数の1995年以前の数値には、常勤嘱託を含む。
 3 貸出数には視聴覚資料も含む。
 4 資料費は経常的経費。
 5 2003年より、前々年度決算額となる。

表 2-1 公共図書館集計 (2021 年)

公共図書館集計(2021年)						
	都道府県立	市区立	町村立	私立	計	前年度
1 設置						
自治体数	47	815	926			
図書館設置自治体数	47	807	538			
人口(千人)	127,138	116,355	10,783			
図書館設置自治体人口(千人)	127,138	116,072	8,167			
2 図書館						
図書館総数	58	2,609	630	19	3,316	3,310
回答館数	58	2,611	631	19	3,319	3,315
自動車図書館台数	2	417	121		540	542
延床面積(m ²)	580,030	3,719,401	575,430	26,721	4,901,582	4,878,974
3 職員数						
専任職員計	1,463	7,240	701	55	9,459	9,627
うち司書・司書補	889	3,677	399	30	4,995	5,096
兼任職員計	7	562	522	9	1,100	1,097
うち司書・司書補	3	60	35	1	99	100
非常勤職員計	959.9	11,126.7	1,533.8	8.7	13,629.1	11,982.8
うち司書・司書補	624.5	6,964.8	878.5	4.4	8,472.2	7,737.5
臨時職員計	92.1	3,245.5	721.9	9.1	4,068.6	5,361.3
うち司書・司書補	49.7	1,042.1	259.0	3.0	1,353.8	1,964.8
委託・派遣計	342.8	13,400.8	772.9	0.0	14,516.5	14,149.1
うち司書・司書補	216.4	7,924.6	409.7	0.0	8,550.7	8,197.0
有資格図書館長	8	722	85	3	818	814
4 蔵書冊数(千冊)						
蔵書冊数	51,063	355,390	51,299	1,799	459,550	457,245
うち開架図書冊数		199,807	33,175	302	233,284	230,924
5 年間受入資料数(千冊・種)						
図書計	906	12,275	1,701	11	14,893	15,054
うち購入	666	10,416	1,446	5	12,532	12,506
新聞	5	29	5		39	38
雑誌	81	241	34	2	359	364
6 貸出						
(1) 個人貸出						
(I) 登録者数(千人)						
計	4,683	46,564	5,527	33	56,807	58,041
うち自治体内登録者数	569	9,903	1,110	1	11,582	14,070
(II) 個人貸出総数(千点)						
計	14,266	495,500	35,507	70	545,343	653,449
うち自動車図書館	12	6,952	495		7,458	8,770
(III) 来館者数(千人)						
計	10,677	197,511	14,122	22	222,332	335,068
(2) 団体貸出						
(I) 団体数						
計	4,160	162,107	24,167	275	190,709	214,632
(II) 団体貸出数(千冊)	924	17,394	3,495	4	21,817	25,495
(3) 予約件数						
計	1,861,598	101,953,961	2,071,520	2,130	105,889,209	104,764,022
(4) 図書館相互協力						
貸出冊数	993,766	1,160,800	167,002	274	2,321,842	2,343,792
借受冊数	59,476	1,463,456	305,923	956	1,829,811	1,940,468

表 2-2 公共図書館集計 (2021 年)

	都道府県立	市区立	町村立	私立	計	前年度
7 前々年度決算額 (万円)						
経常図書館費	116 3606	1256 5070	118 4472	1 3710	1492 6859	1434 0681
臨時経費	19 2753	198 7421	27 5914	300	245 6388	188 7846
資料費	26 6034	223 8043	28 5725	1628	279 1430	280 4655
（うち図書購入費）	19 7599	166 1640	21 9566	985	207 9790	210 0471
（うち雑誌・新聞費）	4 0545	30 1332	4 5238	530	38 7645	38 0540
（うち視聴覚資料費）	3877	8 2292	1 4765	7	10 0941	10 7116
臨時資料費	4667	11 8143	1 0123	274	13 3207	7 9228
8 今年度予算額 (万円)						
経常図書館費	117 5173	1312 0331	127 5394	1 4823	1558 5720	1539 2305
臨時経費	34 9520	189 0138	17 7342	42	241 7041	281 1570
資料費	25 4492	217 8950	27 9180	1614	271 4236	279 6856
（うち図書購入費）	18 5822	158 8949	21 1562	923	198 7255	206 1640
（うち雑誌・新聞費）	3 9790	29 8965	4 6977	571	38 6303	38 7440
（うち視聴覚資料費）	4596	7 6148	1 4468	14	9 5226	10 1326
臨時資料費	4272	9 6190	3462	0	10 3925	12 1815
9 「児童」についてのデータ						
蔵書冊数 (千冊)						
蔵書数	50,394	354,510	50,816	658	456,377	451,436
（うち児童）	5,924	99,125	15,635	92	120,776	119,872
年間受入冊数 (千冊)						
図書計	900	12,066	1,669	6	14,641	14,659
（うち児童）	154	3,573	539	2	4,267	4,278
（うち購入）	661	10,319	1,414	3	12,398	12,249
（うち購入うち児童）	138	3,198	485	2	3,822	3,712
貸出						
(1) 個人貸出登録者数 (千人)						
登録者数	3,821	43,116	5,389	27	52,353	53,381
（うち児童）	128	3,828	447	10	4,413	4,754
(2) 個人貸出数 (千点)						
貸出数	12,272	478,509	34,915	67	525,763	629,723
（うち児童）	3,522	155,648	11,119	38	170,326	201,890

- 注 1 人口は、2020年1月1日現在（『全国市町村要覧 [令和2年版]』（第一法規）より）。
- 2 自治体数、図書館総数、職員数は、2021年4月1日現在。蔵書数は同年3月31日現在。
- 3 非常勤、臨時、委託・派遣職員は、年間実働時間1500時間を1人として換算。
- 4 有資格図書館長の数は、専任で司書の資格を有する図書館長の数。
- 5 年間受入資料数、貸出は2020年度実績。
- 6 うち自治体内登録者数は、記載のあった館の合計。
- 7 決算額・予算額の経常図書館費には資料費、臨時経費には臨時資料費を含む。
- 8 「児童」についてのデータは、数値回答のあった館を抽出した。
- 9 延床面積は、県立・市立合築の場合もそれぞれ計上しているため、「計」には重複した数値が含まれている。

表3 日本図書館協会 HP「日本の図書館統計」

年度	公共図書館数	正規職員数
1991	1984	13762
2001	2681	15347
2011	3210	11759
2021	3316	9459